

令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付金について

令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代のための経済対策」において、0歳から高校3年生までの子どもたちに、臨時特別の給付金を支給することとされました。【阿南市では、来春実施予定であった追加の5万円相当と合わせて、10万円を現金一括給付】

- 支給対象者**
- ①～③に該当する児童を養育する保護者のうち、生計を維持する程度の高い方（児童手当受給者もしくはそれに準ずる対象者）。ただし、令和3年度（令和2年中）所得が児童手当と同様の所得制限限度額内の場合に限りです。
 - ①令和3年9月分の児童手当（特例給付を除く）の対象となっている児童
 - ②9月30日時点で阿南市に住民登録のある高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童
 - ※対象児童が婚姻している場合は対象外
 - ③令和3年9月～令和4年3月31日までに出生した児童手当（特例給付を除く）支給対象児童（新生児）

支給額 対象児童1人につき 10万円

- 支給方法**
- (1) 申請が不要な方（令和3年9月分の児童手当（特例給付を除く）を阿南市で受給している方等）には、通知を送付しています。
 - (2) 申請が必要な方 高校生等のみ養育している保護者、所属庁から児童手当を受けている公務員等の方、新生児（令和3年12月1日以降に生まれた児童）の父母等

※今後の予定等、詳しくは、市ホームページでご確認ください。

問い合わせ こども相談室 ☎22-1677



市ホームページ

国民健康保険・後期高齢者医療制度 傷病手当金の適用期間を延長します

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の適用期間が、3月31日(木)までに延長されました。

●国民健康保険の申請先および問い合わせ

保険年金課 ☎22-1118

※支給対象者、支給金額等については、市ホームページをご覧ください。

●後期高齢者医療制度の問い合わせ

保険年金課 ☎22-8064 または
徳島県後期高齢者医療広域連合事業課
☎088-677-3666

※申請を希望する場合は、必ず事前にご連絡の上、申請してください。

LINEで最新情報を発信



新型コロナウイルス感染症の発生状況やワクチン接種に関する最新情報を阿南市公式LINEで随時お知らせしています。ぜひご登録ください。

問い合わせ

秘書広報課

☎22-1110

阿南市公式LINE
アカウント

